

○防衛省告示第百八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還及び追加提供が令和六年四月二十六日次のとおり決定された。

令和六年五月一日

防衛大臣 木原 稔

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
一〇八一	倶知安高嶺演習場	北海道虻田郡倶知安	国有	建物・約六七〇平方メートル	

町

令和六年三月二十五日

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
三〇七九	キャンプ座間	相模原市	国有	工作物…困障等	
				防災施設として追加提供する。	
六〇〇九	キャンプ・シユワブ	名護市	国有	建物…約四、九〇〇平方メートル	
			国有	工作物…困障等	
				立体駐車場等として追加提供する。	